

## 新潟市市政創造推進戦略本部設置要綱

### (設置)

第1条 政令指定都市への移行に向けた新しい市政の創造を推進するため、新潟市市政創造推進戦略本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新しい市政の創造及び推進に関すること。
- (2) 政令指定都市への移行に向けた施策及び「新・新潟市合併マニフェスト」の進行管理などに関すること。
- (3) 市民との協働、地域コミュニティなど分権型政令市の実現に関すること。
- (4) 新たな行政改革の推進及び評価制度の確立などに関すること。
- (5) その他本部長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は助役をもって充てる。

3 本部員は、収入役、水道事業管理者、教育長並びに各局長及び市民局理事の職にある者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて召集し、本部長が議長となる。

2 本部長が必要と認めたときは、本部構成員以外のものを本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

### (部会の設置)

第6条 本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成するため、及び当該事項の進行管理を行うため、次の部会を置く。

- (1) 計画推進部会
- (2) 地域自治部会
- (3) 行政経営部会

2 前項の規定にかかわらず、本部長が必要と認めるときは、臨時に部会を設けることができる。

3 第1項の部会の部会長、副部会長及び部会員は本部長が指名する。

4 部会は、部会長が必要に応じて召集し、部会長が議長となる。

5 部会長は、部会を総括し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (特別作業班)

第7条 各部会長は、付託された事項に関し、比較的短期間に検討しなければならない専門的な課題を検討するため、特別作業班を設置することができる。

(外部委員会)

第8条 第6条に掲げる部会(計画推進部会を除く。)に対し,必要な助言をすることを目的として別表1に掲げる外部委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は,学識経験者及び公募により選任された委員など7人以内で組織する。

3 委員の任期は1年とする。ただし,委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は,前任者の残任期間とする。

(役員)

第9条 委員会に会長を置き,委員の互選により決定する。

2 会長は,委員会を代表し,会務を総理する。

3 会長に事故あるとき,または,会長が欠けたときは,あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第10条 委員会の会議は,会長が招集する。

2 委員会の会議は,委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議は公開とする。

(市政創造アドバイザー)

第11条 本部に対して,より専門的な見地から意見及び提言をする市政創造アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を置く。

2 アドバイザーは,第1条に掲げる事項に関して識見を有する者の中から本部長が指名する。

(庶務)

第12条 本部の庶務は,政策推進室市政創造推進課において処理する。

2 委員会及び部会の庶務は,別表2に掲げる所属において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか,本部の運営に関し必要な事項は,本部長が,第9条に規定する外部委員会の運営に関して必要な事項は,会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は平成17年6月9日から施行する。ただし,第8条から第11条まで,第12条及び第13条の規定中外部委員会に関する部分は,この要綱の施行の日から起算して2月を超えない範囲内において別の要綱で定める日から施行する。

(新潟市市政改革・創造推進本部設置要綱及び新潟市市政改革・創造推進委員会設置要綱の廃止)

第2条 新潟市市政改革・創造推進本部設置要綱及び新潟市市政改革・創造推進委員会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は,平成18年4月1日から施行する。

別表 1（第 8 条関係）

部会名	外部委員会
地域自治部会	地域自治委員会
行政経営部会	行政経営委員会

別表 2（第 1 2 条関係）

部会名	外部委員会	事務局
計画推進部会		計画調整課
地域自治部会	地域自治委員会	企画課
行政経営部会	行政経営委員会	行政経営課